

随
想

国際法研究者と法曹実務

法学研究科教授(国際機構法)

濱 本 正太郎

「国際法と実務」「大学教授と実務」というのは日本ではあまり結びつかないようだが、世界的にはごく普通のことである。今年(二〇一四年)三月に判決の出された「南極海における捕鯨」事件(国際司法裁判所)を例に取ると、原告オーストラリア側弁護団は、オーストラリア政府職員に加え大学教授三名、被告日本側弁護団は日本政府職員に加え弁護士(大学名誉教授)一名、大学教授五名であった。(現役)大学教授計八名のうち、いずれかの法圏で弁護士登録をしている者が四名、そうでなくとも国際裁判での弁護人を複数回務めている者が私を含め三名おり、今回が初の弁護人となった岩澤雄司東大教授も、アジア開発銀行行政裁判所裁判官や自由権規約人権委員会委員として国際裁判(に準じる活動)の経験が豊かである。

国際法を用いる実務は多種多様であり、弁護士が担当す

る分野も多い。しかし、こと国家間訴訟に関する限り、このように大学教授が務めるのが通例である。専門性が極めて高いこと、国家間訴訟は数がそれほど多くなく商売として成り立ちにくいこと、国際法の中心であるヨーロッパでは「教授」の社会的地位が日本と比較にならないほど高いこと、などがその理由と思われる。国際法以外の法分野では、訴訟に関して裁判所に意見書を提出する研究者は珍しいもの、弁護士として全面的に訴訟に関与する例は欧米でもそれほど多くはない。

誤解を恐れずに言えば、法学は窮極の真理を追究する学問ではない。基礎医学の研究者がことあるごとに「いずれは患者のために」と力説するように、法学もまずは何よりも今ここで困っている人たちを助けるための学問である。何が正しい解決策であるのかをめぐって数千年議論を続けることは、哲学の世界では当然だとしても、法学では許されない。限られた時間的・人的・財政的資源の中で、今ここで実際に採用できる選択肢としてとりあえず悪くないものを提案するのが法律家の仕事であり、法学の研究は、如何に基礎理論的な研究であれ、何らかの形で現実への適用——実務——と結びついている。であるので、研究者が弁護人

を務めるのはむしろ当然のことである。というより、現実と結びついていなければ意味のない学問に携わる者としては、現実から遊離しないために実務に取り組むことは極めて有益である。

しかし、研究者はある程度現実から距離を置く必要もある。とりわけ、研究者としての信念と弁護人としての立場とが矛盾する場合に後者を優先するのは研究者倫理に悖る、とも言える。とはいえ、そのような矛盾に直面することは実際にはほとんどない。ある特定の問題について論文などの形で具体的な回答を自説として既に公表している場合、それに正面から矛盾する議論を法廷で展開することは、研究者倫理をどうこう言う前に相手方を利するだけなので、その論点が紛争の核心なのであれば、そもそも弁護人として呼ばれることはないだろう。また、裁判や仲裁に至る実際の事例においては、いずれの当事者にもある程度の「理」があるのが通常であり、当事者は自らに「理」のある部分を強調して議論を展開するのだから、あまり困ることはない。

ところで、捕鯨事件のオーストラリア弁護団の非政府職員三名のうち一名はオーストラリア、一名はフランス、も

う一名はフランス・イギリスの（重）国籍を有する。日本弁護団の非政府職員六名のうち二名は日本、二名はイギリス、一名はフランス、一名はカナダの国籍を有する。ここ一〇年余りの国際司法裁判所における弁護団構成を調査した研究 (Shashank Kumar & Cecily Rose, "A Study of Lawyers Appearing before the International Court of Justice, 1999-2012", *European Journal of International Law*, 2014 (forthcoming)) によれば、国際司法裁判所で弁論を行った弁護人（延べ数）のうち一五・三七％が米国籍、一一・一四％が仏国籍、一〇・二四％が英国籍を有し、ドイツやベルギー等を加えて西欧＋北米で実に八四・一％を占める。紛争当事国国民以外の弁護人となるとほぼ一〇〇％が西欧あるいは北米の国民であり、捕鯨事件もその例外でない。国際法の中心が永らく（今も）西欧・北米であること、国際司法裁判所の公用語が英仏語であることがその理由と考えられる。

国際法研究者として世界的に名の通った非西欧・北米国民は少なくないことに鑑みると、やはり言語的条件が無視できない大きな壁になっていると思われる。もちろん、国際法研究者であれば英仏語を読むのに苦勞する人はあまり

ないが、裁判所に提出する書面を作成し、弁論を行うとなればまた話は別である。英語あるいは仏語で書面や弁論原稿を作成することが一応できるとしても、いちいちネイティブチェックを経なければ体裁が整わない程度の文章しか書けないとすると、クライアントたる国家の側から見れば余計な時間的・金銭的コストがかかることになる。特に、英仏語のいずれをも公用語としない国が紛争当事国となる場合、その国は弁護人に言語的支援も期待するはずであり、弁護人の方が言語的支援を必要とするようであれば、やはり雇ってもらえないだろう。

英仏語に限定しているのがけしからんのだ、公用語をもっと増やせ、日本語も入れろ、と言いたくなる人もいるかもしれない。しかし、欧州連合（EU）構成国の全公用語（二四言語）を全て裁判所の公用語とし、その翻訳コストを全てEUが負担するEU裁判所と異なり、国際司法裁判所にそこまでの予算的手当がなされるとは考えられず、巨額の分担金拠出国たる日本もさすがにそれは勘弁と言うだろう。せいぜい、一つ増やしてスペイン語が追加される程度であり、そうなるとかえって大変なことになるかもしれない。現在でも、たとえば当事国が仏語で提出した書面

の裁判所書記局による英訳が公表されるのは口頭弁論開始時点であり、弁護人は当然それを待つているわけにはいかず、仏語の書面を支障なく読めなければならない。口頭弁論は同時通訳されるが、如何に同時通訳の質が高かろうとも、相手の主張に対してその翻訳を基に戦いを挑むのにはかなり蛮勇が必要である。国際司法裁判所が英仏語でどまつているだけまだありがたいと考えるべきだろう。いや、ならば逆に英語に一本化しては、と思われるかもしれないが、国連が標榜する多言語主義に逆行することは困難である上、大陸法系の国（日本も含まれる）にとつて英語のみで議論することは不利に作用し得るといふことも踏まえておく必要がある。

結局、外国語能力を鍛えることが大切——という、何とも代わり映えのしない結論になってしまった。ただ、逆に言えば、日本の国際法研究者も英仏語能力さえあれば弁護人として世界レベルで十分に渡り合えるはずであり、今の京大生を見ていると将来は明るいような気がする。次代に託す前に、我々の世代で片付けておかねばならないことは山ほどあるのだが。